

算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日（規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第三十四条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事院と協議して、その者の号俸を調整することができる。

第十六条 この規則に定めるもののほか、配偶者同行休業に関し必要な事項は、人事院が定める。

附 則 **(平成二十七年三月一八日人事院規則一一六三) 抄**

第一条 この規則は、平成二十六年二月二十一日から施行する。
(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(施行期日)

第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則 **(平成二八年四月一日人事院規則二六一〇一) 抄**

第一条 この規則は、公布の日から施行する。
(施行期日)

附 則 **(令和四年二月一八日人事院規則一一七九) 抄**

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(施行期日)